

短期大学制度の概要

1 短期大学制度の概要

(1) 短期大学制度恒久化までの経緯

昭和25年4月1日(昭和24年6月法律第179号)学校教育法の一部改正
・暫定的制度として発足 学校数:149校(国立:0校、公立:17校、私立:132校)

昭和33年 専科大学法案国会提出(第28回通常国会、第30回臨時国会、第31回通常国会)・廃案
・短期大学の恒久化を図り、専科大学と名称を変更し、実践的技術者養成の専門機関とする。

昭和39年6月19日(昭和39年6月法律第110号)学校教育法の一部改正
・恒常的制度として発足 学校数:339校(国立:29校、公立:40校、私立:270校)

昭和51年4月1日(昭和50年4月文部省令第21号)短期大学設置基準施行

(2) 短期大学制度の改革

平成3年2月8日「短期大学教育の改善について」(大学審議会答申)
・短期大学設置基準の大綱化、弾力化
・短期大学卒業生に対する称号「準学士」の創設
・自己点検・自己評価システムの導入 等

平成3年7月1日(平成3年4月法律第25号)学校教育法の一部改正
・短期大学卒業生に対する準学士の称号の創設

平成3年7月1日(平成3年6月文部省令第29号)短期大学設置基準の一部改正
・大綱化による制度の弾力化
・学習機会の多様化
・自己点検・自己評価の導入

(3) 短期大学制度の概要

目的	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する(大学・高専と異なる)
修業年限	2年又は3年
基本組織	学科
授業形態	一部(昼間部、昼夜開講制)、二部(夜間部)、三部(昼間2交替制)
卒業要件単位	2年制:62単位以上、3年制:93単位以上(二部、三部は62単位以上)
称号	短期大学を卒業した者は、「準学士」と称することができる。
編入学	短期大学を卒業した者は、4年制大学に編入学することができる。

短期大学関係法令（学校教育法 抜粋）

1 . 目的規定

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

2 (略)

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 ~ 9 (略)

2 . 修業年限

第六十九条の二 (略)

2 前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

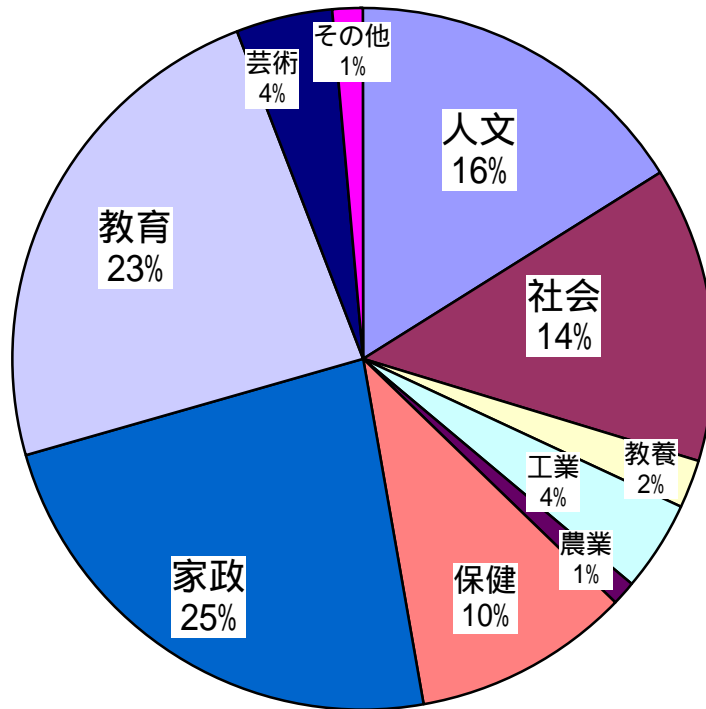
3 . 学位、称号に係る規定

第六十九条の二

1 ~ 6 (略)

7 第二項の大学を卒業した者は、準学士と称することができる。

短期大学の分野別学生数(平成14年度)



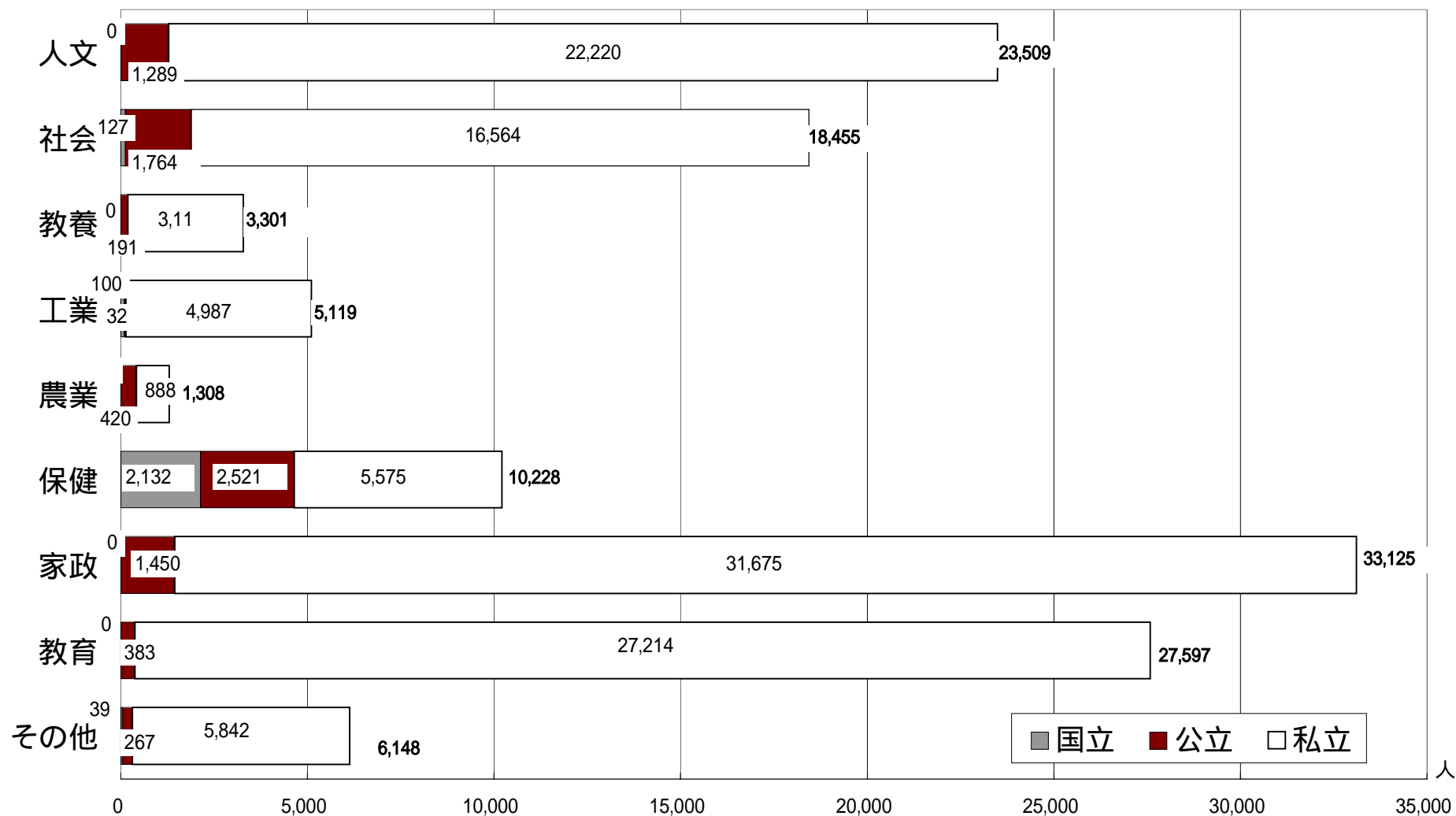
(人)

人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他	合計
41,448	35,296	5,700	10,764	2,705	25,918	60,708	60,627	11,305	3,848	258,319

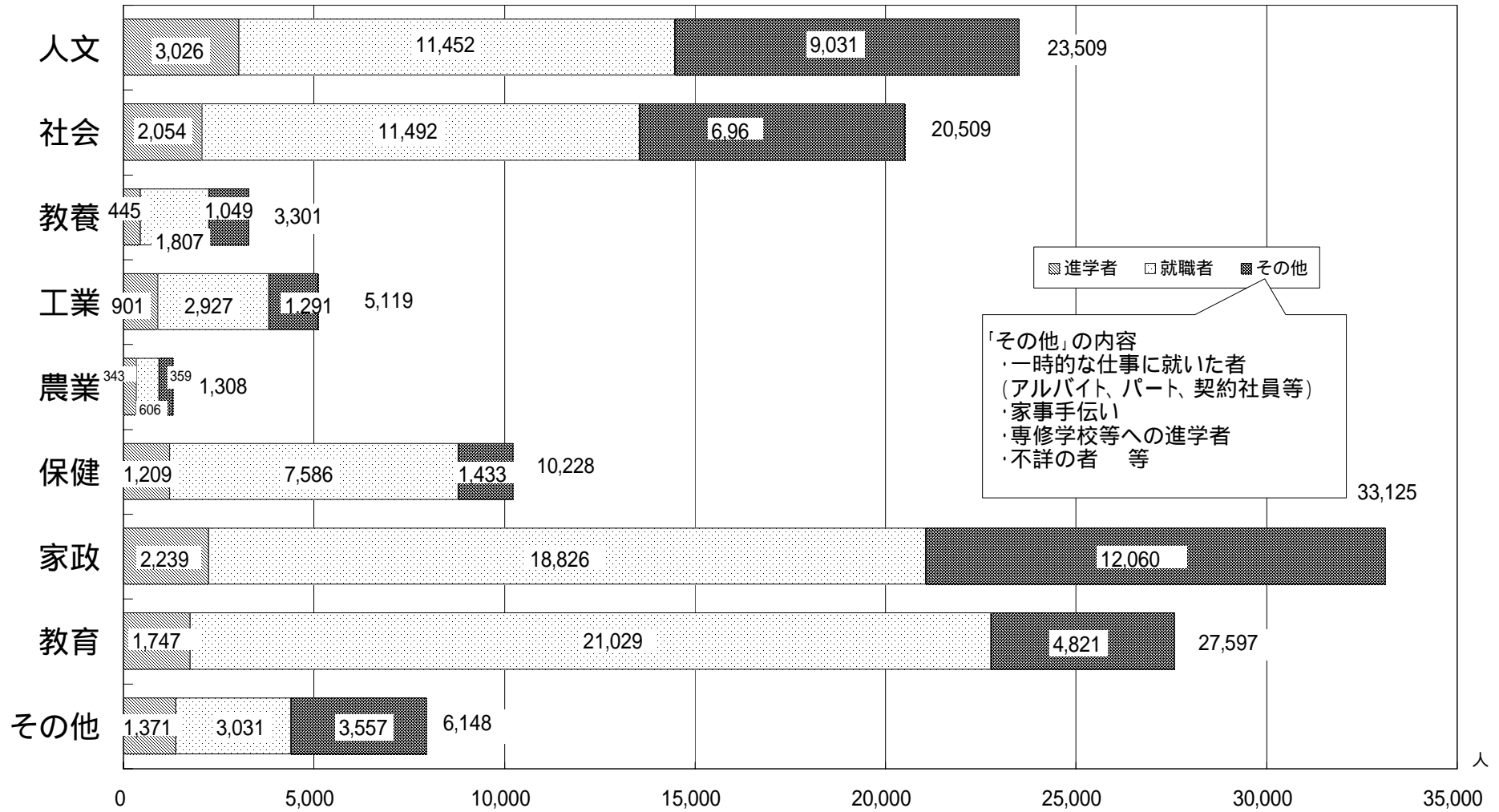
(学校基本調査より作成)

短期大学の卒業生の状況(平成14年度)

設置者別・分野別卒業生数

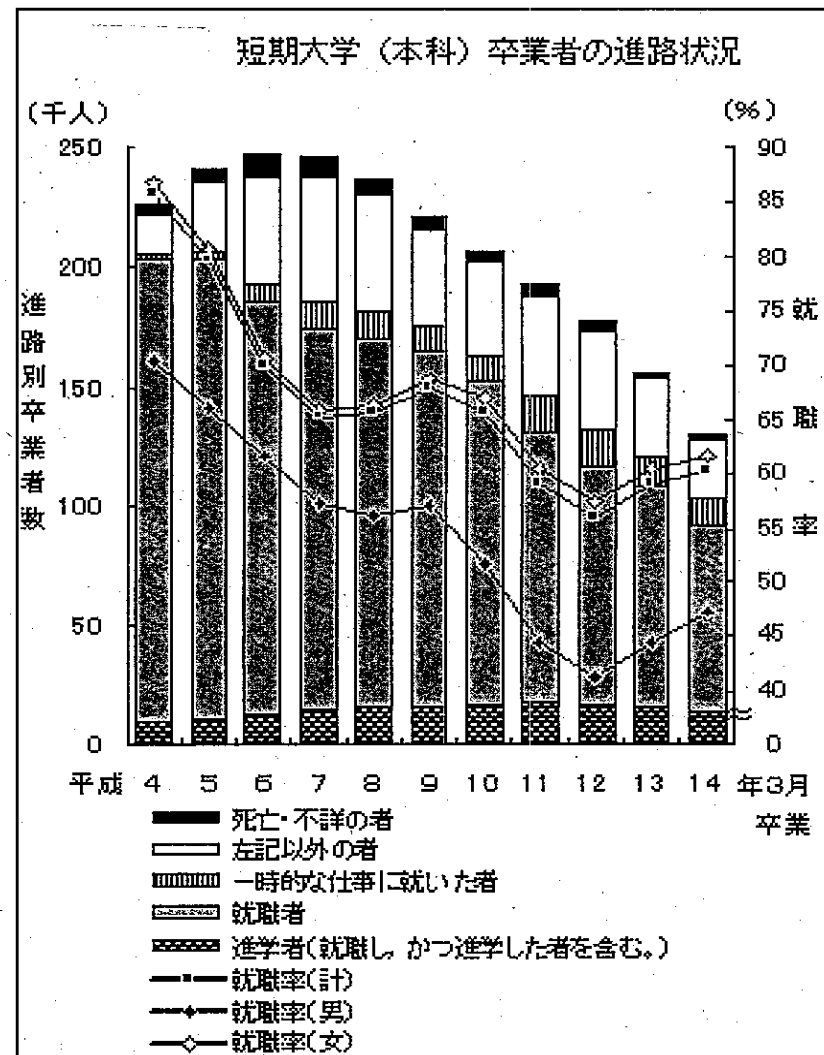
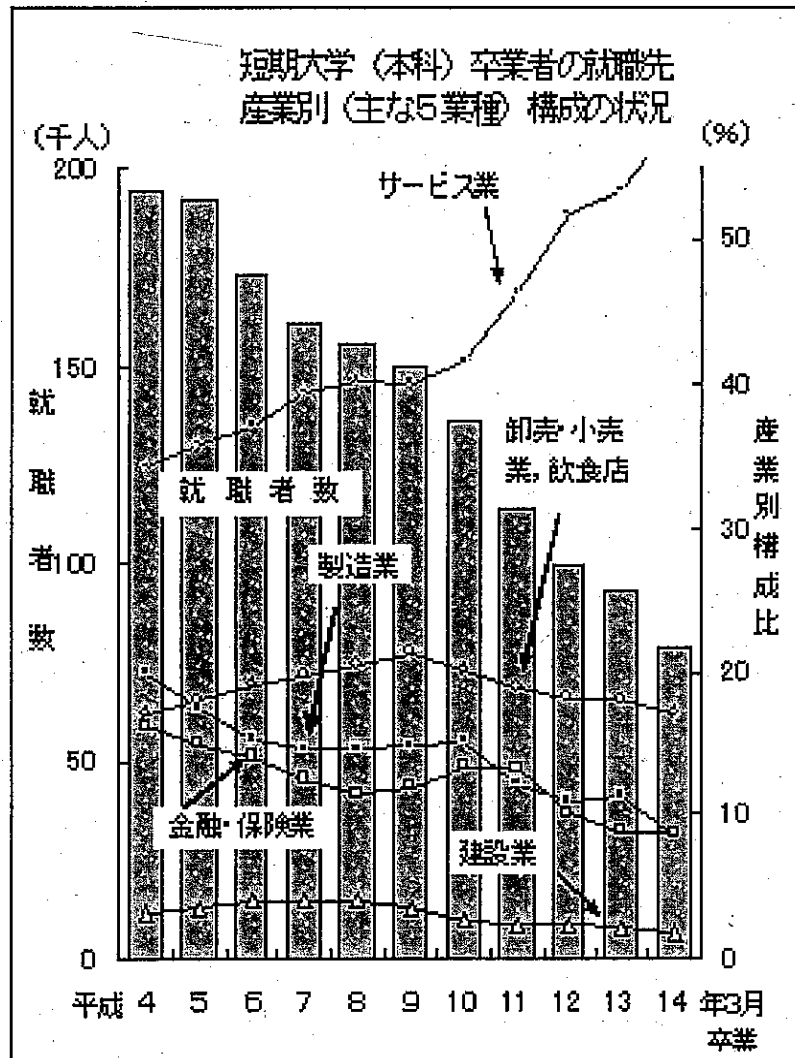


分野別卒業後の進路



(文部科学省「学校基本調査」より作成)

就職状況の変化



（出所）文部科学省「学校基本調査」